

所得税と町県民税の 確定申告相談を行います

期 間 2/10(火)~3/16(月)
場 所 町勤労青少年ホーム

町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月10日(火)から町勤労青少年ホームで行います。この相談は、平成20年1月から12月までの所得を申告していただくもので、この内容が平成21年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。申告期間中は、混雑が予想され、申告の内容によっては時間がかかることもあり、申告相談の際は時間に余裕をもってご来場ください。

申告の必要な方

町県民税の申告をしなければならぬ方は、次のいずれかに該当する方です。
・平成21年1月1日現在、鏡石町に住所があり、平成20年中に何らかの所得があった方。ただし、所得がなかった方でも国民健康保険に加入している方や、児童手当を受給している方などは申告が必要です。
・給与所得のほかに、農業や営業、不動産などの所得があった方。
・給与所得だけの方でも、

申告の必要がない方

次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。
・所得税の確定申告書を税務署へ提出される方。
・給与所得のほかに収入がなく、勤務先または給与支払者から町に給与支払報告書を提出済みの方。ただし、新たに控除(医療費控除や住宅借入金等特別控除など)を受けようとするときは、税務署へ確定申告書を提出した場合を除き、申告が必要です。
・平成20年中に所得がなく、鏡石町内居住の家族の扶養になっている方。

申告相談に必要なもの

- ・印鑑
- ・平成20年中の収入や支出などがわかる帳簿類、通帳、出荷伝票、領収書など
- ・給与や年金所得のある方は平成20年分の源泉徴収票
- ・平成20年中に支払った国民健康保険税、国民年金と国民年金基金保険料、介護保険料、任意継続社会保険料などの領収書
- ・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料(旧長期損害と地震保険)などの支払証明書
- ・身体障害者・戦傷病者の方は、そのことが確認できる手帳または証明書
- ・医療費控除を受けようとするときは平成20年中に支払った医療費の領収書(合計額を計算してきてください)と高額医療費や生命保険入院特約などから還付された金額の分かる書類
- ・営業、事業、農業所得者は收支のわかる内訳書など
- ・平成20年中に農業用機械などを購入した場合は、その領収書など
- ・所得税の還付や納税の際

に口座振替をご利用される方は、銀行名や口座番号の分かるもの(通帳など)と銀行印

問い合わせ先

須賀川税務署 ☎75 2194
町税務町民課 ☎62 2114
申告会場 ☎62 7447

寄付金控除などの改正

平成20年1月1日以後の寄付金から、寄付金税制の拡充が行われました。主な改正点は寄付金の範囲の拡大、税額控除方式への変更、控除対象寄付金の上限額を総所得金額の25%から30%への引き上げ、適用下限額の10万円から5,000円への大幅な引き下げ、都道府県または市町村に対する寄付金についての特例控除の加算などです。

平成21年度より個人住民税の公的年金からの特別徴収が導入されます。対象者は個人住民税の納税義務者であって、前年中に公的年金などの支払を受けた方のうち、当該年度の初日において老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方です。

税務署からのお知らせ

所得税の還付申告

確定申告をする必要のない給与所得者でも次のような場合には、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
・入院など多額の医療費を支払った場合
・災害や盗難にあった場合
・年途中で退職し、再就職していない場合などです。

土地や建物を売ったとき

平成20年中に土地や建物を売ったときの利益には、譲渡所得として税金がかかります。譲渡所得については、特例が設けられていますが、特例の適用を受けるには様々な条件がありますので注意が必要です。譲渡所得についても、他の所得と一緒に確定申告を行うこととなります。

問い合わせ先
須賀川税務署 ☎75 2194

住宅ローン控除が 町県民税から 控除されます

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。
平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

申告の方法

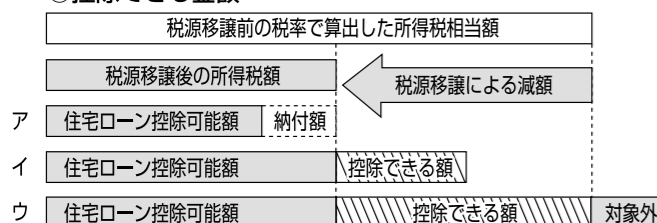
所得税の確定申告をされない方は、住宅借入金等特別控除申告書に源泉徴収票を添付して平成21年1月1日現在お住まいの市町村へ提出してください。
所得税の確定申告をされる方は、所得税の申告書と一緒に税務署へ提出してください。
*控除を受ける方は毎年申告が必要です。
平成21年3月16日(月)住宅ローン控除対象の要件
年末調整で控除を受けている方は、平成20年分の源

申告相談日程

会 場 鏡石町勤労青少年ホーム
受付時間 午前9時~午後4時

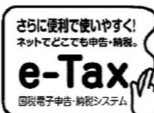
月日	曜日	行政区	月日	曜日	行政区
2月10日	火	公的年金のみ	2月28日	土	
2月11日	水		3月1日	日	
2月12日	木	仁井田・さかい	3月2日	月	鏡田・高久田
2月13日	金	仁井田・さかい	3月3日	火	鏡田・高久田
2月14日	土		3月4日	水	鏡田・高久田
2月15日	日		3月5日	木	鏡田・高久田
2月16日	月	成田・豊郷・旭町	3月6日	金	鏡田・高久田
2月17日	火	成田・豊郷・旭町	3月7日	土	
2月18日	水	成田・豊郷・旭町	3月8日	日	
2月19日	木	成田・豊郷・旭町	3月9日	月	1区・2区・3区・4区
2月20日	金	久来石・笠石	3月10日	火	1区・2区・3区・4区
2月21日	土		3月11日	水	1区・2区・3区・4区
2月22日	日		3月12日	木	1区・2区・3区・4区
2月23日	月	久来石・笠石	3月13日	金	1区・2区・3区・4区
2月24日	火	久来石・笠石	3月14日	土	
2月25日	水	久来石・笠石	3月15日	日	
2月26日	木	久来石・笠石	3月16日	月	予備日
2月27日	金	久来石・笠石			

控除できる金額



イとウの場合が控除できる

*住宅ローン控除可能額と税源移譲前の税率で算出した所得税相当額のいずれか少ない金額から、税源移譲後の所得税額を差し引いた金額です。



須賀川税務署では、平成20年分確定申告書作成会場を2月2日(月)~3月16日(月)(午前9時~午後4時)須賀川市産業会館に設置します。

会場では、申告書を作成する際の不明な点を税務署職員に質問しながら、自ら申告書を作成し、その場で「e-Tax(国税電子申告・納税システム)による申告」をおこなっております。(免許証・住民基本台帳カードなど、本人確認書類を持参ください)なお、会場は大変混雑します。次による提出方法が大変便利です。

*国税庁ホームページで申告書を作成し、e-Taxで提出
平成20年分確定申告書作成コーナーを利用していたら、e-Taxへ送信できる申告用データを作成することができ、そのまま電子申告することができます。詳しくは、国税庁ホームページ www.nta.go.jp をご覧ください。